

## 企業参入型野菜産地強化事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県内野菜の生産・流通の両面にわたる構造改革を推進し、産地競争力の強化を図るため、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2987号、3畜産第1991号、農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）及び企業参入型野菜産地強化事業実施要領（令和5年6月12日付け果六第408号。以下「実施要領」という。）等に基づいて、実施要領別表の事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助金の交付対象等)

第2条 知事は、事業実施主体が行う事業に対し、市町村が補助する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、市町村に交付するものとし、交付対象経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体について当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の精査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により市町村長に通知するものとする。

### (補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付条件は規則第6条の規定によるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 市町村長は補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けるものとする。ただし、

別表の重要な変更の欄に掲げる以外の変更において、補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わないものについてはこの限りではない。

(2) 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けるものとする。

(3) 事業実施主体は、この事業により取得した財産等について、管理規定を定め、財産管理台帳（様式第5号）を整備し、善良なる管理のもとに管理し、効率的な運用を図るものとする。

（工事の着手及びしゅん工報告等）

第6条 市町村長は、事業実施主体が工事に着手し、又は工事が完了したときは、速やかに着手（しゅん工）報告書（様式第6号）を知事に提出するものとする。

（状況報告）

第7条 市町村長は、規則第10条の規定により、補助金の交付を決定した年度の12月31日現在の状況について、遂行状況報告書（様式第7号）により当該年度の1月10日までに知事に報告するものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金の交付は、事業完了後、額の確定の上、精算払いとする。ただし知事が必要と認める場合は、概算払いにより交付することができるものとする。

2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書（様式第8号）を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第9条 市町村長は、事業が完了したとき又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第9号）により、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

2 第3条第2項のただし書により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項のただし書に該当した事業実施主体において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項のただし書により交付の申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、事業実施主体が行う消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第10号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果

が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

(処分の制限)

第11条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の制限を受けるものとする。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定に基づく財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(書類の保管)

第12条 補助金の交付を受けた市町村及び事業実施主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に規定する処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

(書類の提出)

第13条 本要綱により提出する書類は、農務事務所を経由し、知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は平成24年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年 3月 8日から施行する。

附 則

この要綱は令和 5年 7月 6日から施行する。

## 別表

経費	補助率	重要な変更	
		経費の変更	事業の内容の変更
企業参入型野菜産地強化事業費 ・農産物処理加工施設 ・生産技術高度化施設	当該補助事業費の1/2以内	1 同一施設等又は当該施設等が2以上の設計となる場合は、設計単位ごとに次にあげる変更  (1) 事業費の20%を超える増又は国庫補助金の増  (2) 事業費又は国庫補助金の20%を超える減  (3) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設及び廃止

様式第1号

番 号  
年 月 日

山梨県知事  
氏 名 殿

市町村長  
氏 名

〇〇年度企業参入型野菜産地強化事業費補助金交付申請書

〇〇年度において、次のとおり事業を実施したいので、企業参入型野菜産地強化事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、企業参入型野菜産地強化事業費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

(添付書類)

- 1 事業経費内訳書 (別記様式A)
- 2 事業実施計画書
- 3 知事が必要と認めるもの

(注) 本様式における押印は省略可能。

様式第2号

番 号  
年 月 日

市町村長 氏 名 殿

山梨県知事 氏 名

〇〇年度企業参入型野菜産地強化事業費補助金交付決定通知書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった〇〇年度企業参入型野菜産地強化事業費補助金については、同事業費補助金交付要綱第4条及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった〇〇年度企業参入型野菜産地強化事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
    - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難と

なった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

## 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

## 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

## 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

## 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

番 号  
年 月 日

山梨県知事  
氏 名 殿

市町村長  
氏 名

〇〇年度企業参入型野菜産地強化事業費補助金変更承認申請書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、次のとおり変更したいので、企業参入型野菜産地強化事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により申請する。

(注) 1 記載様式は、別記様式Aに準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

2 補助金の額が増額する場合は、件名の「企業参入型野菜産地強化事業費補助金変更承認申請書」を「企業参入型野菜産地強化事業費補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「次のとおり変更したいので、企業参入型野菜産地強化事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により申請する。」を「次のとおり変更したいので、企業参入型野菜産地強化事業費補助金交付要綱により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

3 本様式における押印は省略可能。

様式第4号

番 号  
年 月 日

山梨県知事  
氏 名 殿

市町村長  
氏 名

〇〇年度企業参入型野菜産地強化事業中止（廃止）承認申請書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあった事業について、次の理由により中止（廃止）したいので、企業参入型野菜産地強化事業費補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により申請する。

- 1 事業名
- 2 事業中止（廃止）理由書

（可能な限り具体的に記入すること。）

（注）本様式における押印は省略可能。

様式第5号

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		地区	事業実施年度			年度		農林水産省所管交付金名				[単位：円]					
施設等 名称	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目 (事業細目)	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月日		処分の 内容
									交付金	都道 府県費	市町 村費	その他					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第6号

番 号  
年 月 日

山梨県知事  
氏 名 殿

市町村長  
氏 名

〇〇年度企業参入型野菜産地強化事業着手（しゅん工）報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあったこの事業について、次のとおり工事に着手（工事が完了）したので、企業参入型野菜産地強化事業費補助金交付要綱第6条の規定により報告する。

事業種目	
事業内容 (施設名・処理量等)	
事業費(円)	
着工(予定)住所	
着工(予定)年月日	
完了(予定)年月日	
施行方法	
請負等業者	
工事監理者	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
しゅん工検査年月日(または予定日)	
引き渡し年月日(又は予定日)	

- (注) 1 着工報告を行う際には、工程表を添付すること。  
2 着手報告を行う際には、「関係法令検査年月日」、「しゅん工検査年月日(又は予定日)」、「引き渡し年月日(又は予定日)」の欄には記入しない。  
3 しゅん功報告を行う際には、請負人等からの完了届の写しを添付すること。  
4 本様式における押印は省略可能。

様式第7号

番 号  
年 月 日

山梨県知事  
氏 名 殿

市町村長  
氏 名

〇〇年度企業参入型野菜産地強化事業遂行状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定があった企業参入型野菜産地強化事業の遂行状況について、企業参入型野菜産地強化事業費補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり報告する。

事業名	総事業費	事業の遂行状況				備考
		12月31日までに 完了したもの		1月1日以降に実施 するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 本様式における押印は省略可能。

様式第8号

番 号  
年 月 日

山梨県知事  
氏 名 殿

市町村長  
氏 名

〇〇年度企業参入型野菜産地強化事業費補助金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定があった企業参入型野菜産地強化事業について、企業参入型野菜産地強化事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により次のとおり概算払いを請求する。

1 概算払い請求額 〃 \_\_\_\_\_

2 内訳

補助金 交付決定額①	既概算 交付額②	差引額 ① - ② = ③	今回 概算請求額	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

- ① 現金払い 指定金融機関名 \_\_\_\_\_
- ② 口座振替 振替先銀行名 \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_ 本店・支店（支店名 \_\_\_\_\_）
- 預金種別 \_\_\_\_\_ 当 座 ・ 普 通
- 口座名義 \_\_\_\_\_
- 口座番号 \_\_\_\_\_

- (注) 1 添付資料として「出来高調書」を作成添付すること。  
2 本様式における押印は省略可能。

様式第9号

番 号  
年 月 日

山梨県知事  
氏 名 殿

市町村長  
氏 名

〇〇年度企業参入型野菜産地強化事業費実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定があった企業参入型野菜産地強化事業の実績について、企業参入型野菜産地強化事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により次のとおり報告する。

(添付書類)

1 事業経費内訳書 (別記様式A)

※軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 知事が必要と認めるもの

(注) 本様式における押印は省略可能。

様式第10号

番 号  
年 月 日

山梨県知事  
氏 名 殿

市町村長  
氏 名

〇〇年度企業参入型野菜産地強化事業の仕入れに係る消費税等相当額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定があった企業参入型野菜産地強化事業について、企業参入型野菜産地強化事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により報告する。

- |  |           |
|--|-----------|
| 1 山梨県補助金等交付規則第13条の規定により確定した補助金額<br>(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 _____ 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                                    | 金 _____ 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る<br>消費税等相当額                        | 金 _____ 円 |
| 4 補助金返還相当額   | 金 _____ 円 |

- (注) 1 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。  
2 本様式における押印は省略可能。

(別記様式A)

事業経費内訳書

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 企業参入型野菜産地強化事業の内容等

(1) 市町村等実施分

ア 市町村等別内訳

市町村名	事業実施主体名、地区名	施設の所在地	対 策 事業種 事業名 目名		対象作 目等名	受 益		事業内容 (工種、施設 区分、構造規 格、能力等)	事業量 (単価、回数、 基数、台数、 面積等)	しゅん工 予定 又は 完了 年月日	事業費	負 担 区 分			備 考
						戸数	面積、 処理量					県補助金 (国補)	市町村費	そ の 他	
〇〇市町村	〇〇市町村 〇〇地区					戸	ha t					円	円	円	- - -
		計													
	〇〇農協 〇〇地区														
		計													
	合 計					事 業 費									
					計										

(注) 1 「対策事業名」の欄については、別表の経費の欄から該当する事業名等を記入すること。

2 「事業内容」の欄については、実施要領別表（第2条関係）または別表の経費の欄に掲げる事業の内容等を記入すること。

3 同一事業のうち事業内容によって補助率が異なる場合で、補助率が2分の1以外のものにあつては、「備考」の欄にその補助率を記入すること。

4 備考欄には、事業区分ごと、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

また、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記入の上、別記様式A-1を作成し、添付すること。なお、融資該当がない場合には、備考欄に「融資該当無」と記入すること。



イ 事業種目別内訳

区 分	実 施 カ 所 数	総 事 業 費 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分			備 考
			県 補 助 金 ( 国 補 ) (A)	市 町 村 費 (C)	そ の 他 (D)	
企業参入型野菜産地強化事業費補助金 企業参入型野菜産地強化事業		円	円	円	円	
計	事 業 費					

(注) 備考欄には、事業区分ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分			備 考
		県 補 助 金 (国 補) (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
企業参入型野菜産地強化事業費  ・ 農産物処理加工施設  ・ 生産技術高度化施設	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

(注) 「区分」の欄については、別表の経費の欄から該当する事業名等を記入すること。

IV 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

V 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 県補助金(国補)	円	円	円	円	
2 市町村費					
3 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
企業参入型野菜産地強化事業費	円	円	円	円	
・農産物処理加工施設					
・生産技術高度化施設					
合 計					

(注) 「区分」の欄については、別表の経費の欄から該当する事業名等を記入すること。

VI 支払先口座番号等

口座名義	
口座名義 (カタカナ)	
住 所	
口座番号	
金融機関名	
支店名	
預金種別	

(注) 実績を報告するときのみ添付すること。

VII 添付書類

- 1 市町村が補助金を交付する場合にあっては、市町村の補助金交付に関する規程または要綱